

番号：170555

国名：タイ

担当：地球環境部防災グループ防災第一チーム

案件名：産業集積地のレジリエンス強化を目指した Area-BCM 体制の構築（SATREPS）
詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月上旬から2017年12月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月12日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	タイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

2011年6月から10月の間に、4つの熱帯低気圧及び一つの台風による記録的な降雨が次々とタイ王国を襲い、チャオプラヤ川流域において大洪水が発生した。長引いた洪水は、約18,000km²の浸水面積、800人以上の死者、1.4兆タイバツ相当の経済被害をもたらした（内、1兆タイバツは製造部門における被害）、バンコク北部の8つの工業団地が水没して日系企業469社を含む808社の企業が浸水被害にあい、世界全体のサプライチェーン、とりわけ本邦企業関連のチェーンへ大きな打撃となった。

浸水の直接被害を受けた企業群は、操業・営業停止や国外での代替生産などの期間を経て、再開、移転（タイ王国内外）、拠点二重化、あるいは撤退を判断し、直接被害を受けた企業の取引先（仕入・納入の両方）やサプライチェーン上に存在する国内外の企業群は、連鎖的に操業・営業停止、同等品の緊急調達、製品の設計変更、新製品の販売延期などの対応で事態の收拾に向けて奔走した。

2011年の洪水被害をきっかけとして、グローバル・サプライチェーンにおける重要な生産・物流拠点となっているタイの工業団地においては、従来の個別企業単位での事業継続マネジメント（Business Continuity Management、BCM）では限界があり、官民連携による地域型事業継続マネジメント（Area-BCM）を主要な工業団地を中心に構築し、タイ全体の産業・経済における競争優位性を維持・向上させる基盤の構築が必要と認識されるようになっていく。

JICAはASEANを対象としたArea-BCMの調査を実施し、Area-BCMのツールキットを2015年に作成した。その過程で、タイの国家経済社会開発委員会（National Economic and Social Development Board、NESDB）、内務省防災減災局（Department of Disaster Prevention and Mitigation、DDPM）に対するコンサルテーションを行い、更にナコンサワン工業団地における官民連携でのArea-BCMでの策定を試行した。こうした取り組みを経て、NESDBではタイでのArea-BCMの展開を政策として掲げ、DDPMがその担当機関となることが決まっている。

こうした状況の中、タイの産業集積地においてArea-BCMを展開・運用する手法を確立し、実運用することを目的として、本プロジェクトが要請された。本案件は、タイ側研究代表機関をチュラーロンコーン大学、日本側研究代表機関を名古屋工業大学として、JICAと国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）とで実施する地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）である。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト及び地球規模課題対応型国際科学技術協力の仕組み・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2017年10月上旬～10月下旬）
 - ① 要請背景及び内容を把握する。
 - ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
 - ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
 - ④ 相手国関係機関への事前質問項目（案）を作成する。
 - ⑤ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix) 案（和文・英文）、PO(Plan of Operation) 案（和文・英文）及び事業事前評価表(案)（和文）の担当部分や関連部分を検討する。
 - ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間（2017年10月下旬～11月中旬）
 - ① 相手国関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクト事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
 - ② 他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現況を把握する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。
 - ア) 要請背景・要請内容
 - イ) タイの防災分野の政策・上位計画と当プロジェクトの位置づけ
 - ウ) 実施機関であるチュラーローンコーン大学、国家経済社会開発庁(NESDB)、内務省防災減災局(DDPM)、主な関係機関の組織体制、人員、予算、研究課題に関する役割
 - エ) 当該分野に係る実施機関、研究機関の過去の調査・研究実績
 - オ) 基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
 - カ) 他ドナーによる関連分野における援助動向
 - キ) 我が国の防災分野における協力効果の発現状況
 - ク) プロジェクト実施に係る先方負担事項
 - ③ 調査結果及び関係機関等のコメントを踏まえたうえで、PDM, PO(和文・英文)、及びM/M案(英文)とR/D案(英文)の作成に協力する。
 - ④ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
 - ⑤ 現地調査結果のJICAタイ事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間（2017年11月下旬～12月上旬）
 - ① （開催する場合）帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
なお、本契約における成果品は（１）～（２）とし、電子データをもって提出することとする。

- （１） 事前評価表（案）（和文）
- （２） 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１） 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。
航空経路は、成田/羽田⇒バンコク⇒成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

- （１） 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年10月29日～2017年11月11日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
 - イ) 研究総括（研究代表機関）
 - ウ) 研究課題（JST）
 - エ) 研究企画（JST）
 - オ) 評価分析（本コンサルタント）
- ※ウ）、エ）はJST経費による派遣。

③便宜供与内容

JICAタイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舍手配

あり

- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必

要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部防災グループ防災第一チーム（TEL:03-5226-9508）で配布します。
 - ・ 要請書

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防災ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上